

産休・育休 手続きガイド



※チェックリストに従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。
※あくまで参考としてご利用いただくことを想定している資料です。実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。
※当資料は、2025年5月時点の内容となっております。最新の情報はの資料等をご確認ください。

1 休業前

報告・申出	妊娠判明後、安定期（8-12週頃）を目安に職場へ報告。産休・育休取得意向も伝える。			
休業申請	産休	職場へ「産前産後休業届」等提出。	育休	原則1ヶ月前まで。分割可。
	産後パパ育休	原則2週間前まで。分割可（初回一括申請）。		
社保免除申請	職場経由で年金事務所へ「産休/育休取得者申出書」提出。		住民税	休業中も支払い要。普通徴収切替/一括前払/毎月支払等を会社と相談。

2 休業中

出生届	出生後14日以内に市区町村へ		子の健保加入	親の扶養へ。職場経由で手続き。
給付金等申請	出生時育児休業給付金	産後パパ育休時に雇用保険から。賃金67%。職場経由ハローワークへ。	出産育児一時金	1児50万円。主に医療機関での直接支払手続き。
	2025年4月～ 出生後休業支援給付金	両親14日以上育休等で賃金13%追加（最大28日）。	出産手当金	健保加入者対象。標準報酬日額2/3。健保組合等へ申請。
			育児休業給付金	雇用保険から。賃金67%(181日目～50%)。職場経由ハローワークへ。
乳幼児医療費助成	自治体制度。市区町村へ申請。		児童手当	市区町村へ申請（出生後15日以内推奨）。24年10月～所得制限撤廃、高校生まで延長、第3子～月3万、年6回支給。

3 復職時

復職報告	決定後、早めに職場へ連絡。			社保免除終了	職場経由で年金事務所へ「休業終了届」提出。
年金特例（該当者）	3歳未満の子養育で標準報酬月額低下時、年金額計算は従前額適用可。「養育期間特例申出書」提出。			標準報酬月額変更（該当者）	復職後給与変動で1等級以上差がある場合、「報酬月額変更届」提出で保険料見直し。

■ 手続きチェックリスト

時期	手続き	主な提出先	期限目安
出産前	休業申請	職場	1ヶ月前/2週間前
	社保免除申請	年金事務所	休業中
	住民税確認	職場/自治体	休業前
出産後	出生届	市区町村	14日以内
	一時金	医療機関/健保	出産後
	手当金	健保組合等	産休終了後
	子の健保加入	健保組合等	速やかに
	医療費助成	市区町村	速やかに
	児童手当	市区町村	15日以内推奨
	育休給付金	ハローワーク	休業開始4ヶ月後末
	社保免除終了	年金事務所	復職後速やかに
復職時	年金特例	年金事務所	復職後
	標準報酬月額変更	年金事務所	復職後